指定地方公共機関である豊橋鉄道株式会社が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年 法律第31号)に基づき作成した「新型インフルエンザ等対策業務計画」の要旨は次のとおりです。

「曹橋鉄道株式会社 新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

- 1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項
- (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
 - ・政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合においても地域住民の生活 及び地域経済への影響が最小となるよう鉄軌道事業の継続に努める。
 - ・予め定める要員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- (2) 感染対策の検討及び実施

マスクの着用等咳エチケットの徹底などのお客さまに対する呼びかけに努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(I)新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策業務としての弊社の対応等を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(2)情報収集・共有体制

平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療 体制等に関する情報について、国等から情報を入手する体制を整備し、発生時にはその 情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

(3)関係機関との連携

平素から新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

3. その他

(I)教育·訓練

新型インフルエンザ等の基礎知識や基本的な感染対策等の教育を従業員へ行い、的確な 新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるよう訓練の実施に努めるとともに、国 または地方公共団体が実施する訓練へ参加するように努める。

(2) その他

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。